



安全運転お疲れさまです!

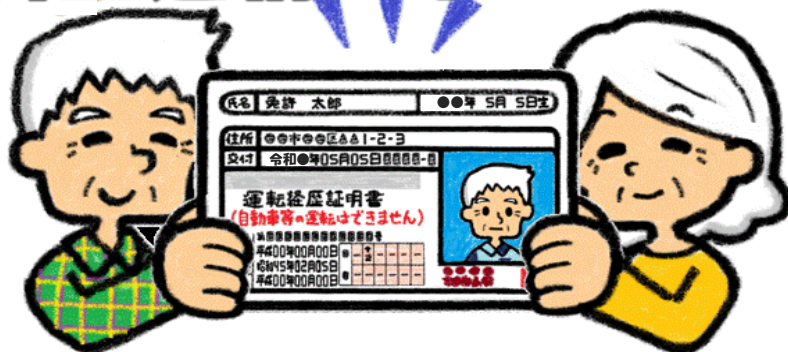


ご家族に運転が心配と言われたら...

運転免許の

自主返納を考えませんか

ご自身の運転に不安を感じたら...



ご案内

- 自主返納する際は、運転免許証以外にご準備いただくものはありません。
- 運転免許センター、住所地を管轄する警察署、交番、駐在所で返納ができます。
 - ※ 交番・駐在所で手続きをする場合は警察署交通課で予約が必要です。
- 運転免許証を返納した場合、身分証明書として使用できる運転経歴証明書を発行することができます。申請には、手数料として1,100円が必要です。
 - ※ 交番・駐在所で申請する場合は、縦3.0cm×横2.4cmの写真1枚と三重県収入証紙1,100円分をご用意いただく必要があります。
- 自主返納や運転経歴証明書の発行は、代理人による申請もできます。また、運転経歴証明書は、免許証の返納後5年以内であれば発行できます。
 - ※ この場合は交番・駐在所では申請できません。



サポート

県内では、運転免許証を自主返納され、運転免許経歴証明書をお持ちの方を対象に様々なサポートが行われています。

詳しくは、三重県公式ウェブサイトを御覧ください。

返納サポートみえ

検索

